

会 議 録

会 議 名		令和 6 年度第 3 回文化財保護委員会	
開 催 日 時		2 0 2 4 年（令和 6 年）1 1 月 1 8 日（月） 午後 6 時 2 5 分～午後 8 時 5 分	
開 催 場 所		藤沢市役所 8 階 8－1 会議室	傍聴者数
			0
出席者	審議会等の長	鈴木 良明	
	委 員	伊藤一美、大野敏、川口徳次郎、川地啓文、矢島律子	
	事 務 局	郷土歴史課 菊地課長 磯崎課長補佐 宇都上級主査 川口上級主査 石井担当 加藤担当	
議題及び公開・非公開の別		議題（公開） 1 民俗資料の整理について 2 龍口寺の本堂（市指定）・大書院（国登録）の修繕計画について 3 善行遺跡第三次発掘調査について	
非 公 開 の 理 由			
審 議 等 の 概 要		議題 1～3 について、事務局の説明後、質疑が行われた。会議の詳細については別紙のとおり。	
そ の 他			

会議録別紙

委員長	皆様こんばんは。早速でございますけれども、お手元の次第をご覧ください。議題が協議事項、その他、ということになっておりますので、順次進めさせていただきます。 まず協議事項ということでございます。民俗資料の整理について、ということでございます。この件についてご説明をお願いいたします。
事務局	それでは民俗資料の件ということで、皆様お手元の資料 1 をご覧いただければと思います。パワーポイントで作成した資料です。パワポを使わないでこの資料を使ってご説明差し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 まず民俗資料の関係なんですけれども、本市における民俗資料等の収集状況ということで、これはだいぶ古いのですが、2019 年に民俗資料等収集方針というものを策定しておりまして、そちらの方から抜粋させていただいております。 藤沢市につきましては、民俗資料の組織的な収集を全国的に見て早い時期から始めております。内容といたしましては江の島の漁村とか片瀬・鵜沼・辻堂の半農半漁村、藤沢宿地域や長後の町、六会、遠藤、御所見の農村等ですね、様々な分野にわたる資料を幅広く収集してまいりました。 めくっていただいて、本市における民俗資料等の収集状況の 3 番目です。藤沢市教育文化センターの前身である藤沢市教育文化研究所によって収集され、神奈川県指定有形民俗文化財となった藤沢市の信仰用具コレクションにつきましては、全国的に同様の資料コレクションの先駆けとなっております。 近年は、その当時 2019 年なんですけれども、収蔵資料の受け入れ状況は年間数件にとどまっております、その中でも多数の受け入れをした例といたしましては、郷土玩具コレクションの一部で、大小 200 点ぐらいございました。 市内の区画整理や古い家、屋敷等の解体等も一段落したということで、当時の時点では、20 年前のような爆発的な受け入れは今後はない、という想定をさせていただいております。次のページになります。 実際には収蔵庫にどんなものが入っているかという状況でございますが、第一収蔵庫は 2022 年度に解体させておりまして、中身につきましては、旧村岡保育園の仮収蔵庫に移転しております。 収蔵品数としては約 8000 件、整理状況につきましては今年度中に整理カードを完成予定で、収蔵状況は飽和状態という形になっております。 整理カードというのは、ちょっとこれ遠くて見づらいんですけども、民具一つ一つにカードが 1 枚ずつ付いてまして、どなたからいつ預かったとかいただいたのかという内容と、写真とかの記録が添付したもので、一対一、資料 1 件

に対して1枚という形で作っている整理カードです。

村岡保育園にあるものについては整理がしきれてないということで、今年度中には何とかカードができるか、ボランティアさんの協力もいただきながらカードができるかなというふうに考えている状況でございます。

次に第二収蔵庫につきましても、収蔵品は約8000件、整理状況については全く今のところ整理がついてないような状況で、収納状況も飽和状態という形になってます。

どういうものがあるといいますと、民具中心に収蔵されているのですが、解体保存部材ということで、江ノ島漁師の家とか広文堂、小菅家、根本家の解体した部材の大きいものが入っているような状況で、こちらもほぼほぼいっぱい状況になっております。

では、次のページをご覧ください。皆様ご存じだと思うんですけども、収蔵庫を取り巻く全国的な昨今の状況を説明いたします。

文化財保護法に民俗資料が位置づけられたのが1954年だそうです。それから各自治体で古い農具や生活道具などの資料収集が始まっております。

各地で問題が表面化したのは、平成の大合併が進んだ2000年代で、旧市町村の博物館、資料館が統廃合されて、民俗資料が収蔵庫に収まりきらない事態が続出して、地域によっては議会でも問題になって同じような資料は一つを残して廃棄しては、というような議会での意見も出てきたという現状がございます。

収蔵庫の整理と空調の補修を理由に、今年の7月中旬から休止している奈良県の奈良大和郡山市の県立民俗博物館につきましても、山下知事が、約4万5000点の収蔵品をデジタル空間で長期保存していくという方向を示しております。ただこちらについてはマスコミでご覧になっていらっしゃる方もいるかなと思うんですけども、非常に賛否両論がある中で、収蔵庫を整理するという背景について、厳しい意見が出ているという部分もあります。

では次のページです。実際全国的にどうなのかといいますと、全国の6割を超える郷土系の博物館が、資料は満杯状態だという日本博物館協会の調査結果が出ております。

収蔵庫を増設したらいいんじゃないか、という話もあるのですが、昨今の財政状況を考慮するとなかなかそれは現実的でないということで、譲渡とか廃棄等を含めた資料の整理は、全国的な必須課題になっている、というのが現状になっております。

では藤沢市では、どういうふうに今後考えていこうかというところで、お話をさせていただきたいと思います。

基本的には民俗資料収集の原則につきましても、同じような資料をいくつも収

集するケースがございますが、ものによっては、背景のストーリーに特別な意味がある場合もあるようです。

そうした場合は、地域資料として重複してでも収蔵する価値があるというふうには認識しております。

ただし、仮収蔵庫がもう飽和状態になっているということと、令和7年度から将来的な展示収蔵施設の建設計画が進んでまいります。

当然保管だけではなくて、公開活用の視点も取り入れる必要が求められている状況になりまして、現在の資料を譲渡や廃棄を含めて整理が必要とする必要があるというふうに考えています。

今後の藤沢市の整備の考え方ですけれども収蔵展示施設の建設に向けて資料の移転が進んでいく形になります。

こちらわかりづらいんですけれども、御所見収蔵庫と旧南市民図書館にあるのは考古資料になっておりまして、こちらについては、令和7年度、来年度はまだ使いますが、村岡公民館が新しく建物を作りますので、古い旧村岡公民館に考古の資料は動かすというふうに考えております。

旧村岡保育園の民俗資料につきましては、御所見収納庫の考古資料が動いた後に動かしていこう、と考えていて、第2収蔵庫については、今のところ移転の予定はないので、そのままそこに引き続き収蔵していこうと考えております。このスケジュールを踏まえると、令和7年度までに民俗資料の整備を行う必要が喫緊の課題になっているのですが、旧村岡保育園の収蔵品を全て移転するというのなかなか難しい問題になっているという現状です。

その中でですね、整理処分することについては、収蔵庫の容量とか、新収蔵庫での活用を鑑みるとやむを得ないことだと考えております。

また新収蔵庫建設にあたって、理事者等からの指摘事項に、民俗資料を整理してから建てるということが指摘事項に挙がっております。

民俗資料につきましては当然調査研究が必要である中で、それについてはまだ体系的な方法とか、仕組みがなかなか出来上がっていないので、今後それについての検討も必要だと考えております。

また収集方針の見直しとか、資料収集の流れについてもきちんと明文化したものを作成していかなければいけないと考えております。

あとは公開活用についてデータベースの構築であったり、アーカイブ化の検討、当然予算が大きく必要なものではございますが、こちらについても検討を進めていかなければいけない、というふうに考えております。

では次のページです。民族資料整理の流れにつきましては、2019年に先ほどご紹介いたしました民俗資料収集方針の中には、収集方針は明記されているんですけれども譲渡廃棄の基準は明確化されていないというのが現状でござい

ます。ですので、収蔵資料の配置と譲渡に関する基準を作成していかなければいけないと考えております。

文化財保護委員会の皆様に意見をお伺いして、基準を決めていこう、具体的な整理方法を検討して、廃棄対象資料の選択をして、さらに皆様にもう一度お諮りして、確認していただこうと思っております。その資料をただ捨ててしまったり処分してしまうと、元々無かった状態になってしまいますので、あったものをどういうふうに分したかということがわかるような台帳を、この整理カードに合わせて今作成している状況です。この台帳も作って、どういう流れで整理がされたかというのがわかるようにしたいと考えております。

藤沢市の民俗資料整理処分要領、これは案なんですけれども、ちょっと暫定的な部分もございますがこういうやり方でやってはどうかというご提示をさせていただきたいと思っております。

目的につきましては、新収蔵庫の整備にあたって前提条件である民俗資料の整理とか処分を実施することについて必要な事項を定めるというのが目的となっております。

寄贈された資料を整理処分することは、本来は好ましくないというふうに認識しておりますので、一定の基準を設けて、新しく建設予定の展示収蔵施設での公開活用ができるものを選択していくというふうに考えております。

では次のページに移ります。こちらについては、処分基準となっております。暫定的に考えてますので、こちらについてもご意見をいただきたいと考えております。

まず保存管理するものはどんなものか、というところで、先ほどの保存方針をそのまま抜粋していますけれども、歴史、文化、民族、風土、習慣など藤沢市地域の特性を学び、理解するために必要な資料は保存管理する。具体的には次の通りということで、ア、イ、ウ、エと定めておりまして、できるだけ希少性のあるものとか、藤沢市を特徴づけるものというものです。墨書など来歴が残るもの、寄贈されたもの、本市が取得したもので、将来的に活用が見込まれるものというふうに考えていきたいと思っております。

それでは資料の整理処分基準については、どういう基準でいこうかというところですが、コレクションについてはですね、系統立てて修理し、計画立てて収集していくものが保存されていくという形になっておりますので、それ以外でどういうふうにしていけばいいのかというところで、次のページになりますけれども、資料を整理するにはあたっては、次の事項をきちんとするということを考えております。

処分する物については、損傷が著しくて、公開活用とか調査研究が困難なもの、類似する資料が複数存在し、公開活用調査研究として得られる情報が少ない学

校等他の関係機関に譲渡することで、より有効な再利用が見込まれるもの、その他将来的に展示や活用が見込まれないもの、そういう中身を基準にしていったらどうかと現在考えております。

今後は、藤沢市で今策定している保存活用地域計画への課題とか方針等の検討をしたり、仮収蔵庫から御所見収蔵庫に移転せざるを得ませんので、そちらの事務的な整理、またなかなか手がついてない第二収蔵庫のですね、資料の確認とか整理を行っていきたいというふうに考えております。

基本的には資料を減らすとか、廃棄する心苦しいところなんですけれども収蔵品がいっぱいある中で、箱も決まっている状況の中ではどうしても整理せざるを得ないというところで、このような考えを皆様に提案させて頂きたいと思います。以上でございます。

委員長 はい。ただいまご説明がございましたけれども、民俗資料の整理ということで、現状を鑑みますと、その保管場所が狭くなり老朽化もしているということから、既に新しい収蔵庫を建設するというような案をお持ちのようなんですけれども、その中でですね、今日今ご報告があったような整備方針といいましょうか、極端に申し上げると少し廃棄をすべきような資料、それを選択的にしていくというようなことをちょっとお考えのようでございますけれども、この件についてちょっと皆様のご意見を伺いたいというふうに思います。

委員 やっぱこういう話がストレートに出てくるのは所管が教育委員会じゃなくなっちゃったからなんでしょう。

事務局 教育委員会からということではなくて、これについて前から課題として捉えていたものですので、実際に教育委員会にあったとしても同じ話が出てきたという形になると思います。

委員 例えば藤沢の新林公園に長屋門を建てさせてもらったときにも同じ話で、区画整理があつて、当然福原さんの門だから誰も壊さないだろうってみんな思ってたんだけど、区画整理で門を壊すことになるということを教育委員会が知らないで開発の方から話があり、もう壊さなきゃしょうがないんで記録を取ってくださいと教育委員会から依頼されました。私が記録を取ったらもう壊すことに対してゴーを出すことになるので、私はやりたくないと言ったんですね。私が調べることによって壊されてしまう。だからそういうものには協力したくありませんと申し上げたのです。状況からして、区画整理の中心は福原家で、その敷地の隣に市の子供施設と福原家が経営する病院があるので、区画整理の一角

に長屋門をちょっと曳家して、老人と子供が交わる施設みたいなものができるんじゃないかと提案をしたのですね。

そしたらそのときの副主幹が、その話に応じてくれました。福原家では「小さな区画整理なので、自分の一存でその区画を生み出せない」というのだけど、何とか残せるんじゃないかという可能性の話をしたところ、そのときの副主幹が一生懸命頑張ってくださって、退職前の置き土産みたいな形で新林公園に何とかならないのか、ということでやっていただいた。当時は移築先も確定していませんでしたが、とりあえず解体保存して、様子を見てから何とかしていこうということで現在に至ったものです。無理だっていう話も、いくつかの可能性を考えてみる中で、残せる場合があるということです。今日のこの議論もスライドの6番なんですかね、処分するというものの中にも学校等の機関に譲渡することによって、ここでは残せないけど、他で生き延びさせるっていうか、利用できる。まずこのところを徹底的にやった上で、それに漏れたものはどうだっていう話がやっぱり欲しいですよ。

だから私、民俗のことはあんまりよく知らないけど、同じようなものがあつたらぜひ使って、使って磨耗してしまっって使えなくなるまで使って、人の記憶に残した上で、最終的に処分と。そういうプログラムでないと、写真撮っておしまいですとか、デジタルアーカイブだっってデジタルがどういう状況で伝わるかわからないんだし、そここのところのですね、もうちょっと真剣なものがあつて、何となくもういっぱいですから無理なんですじゃない議論が必要です。

どこまで残すという議論ありきでは、本当に残す気があるのかわからない。教育委員会だったら少しそういうところも考えるのかな、とか思ったんですけど。やっぱり市長部局になったらストレートにじゃあ捨てましょう、みたいな話になっちゃうのかなっていうのが、前回の懸念も含めて何て言うか、繋がってしまう。だから単純な廃棄議論ではなく、やっぱり使い込んで駄目にするぐらいの気持ち、あるいは藤沢の場合はそれぞれの地区でいろんな活動をされてるその拠点で、ぜひ子供と地域の人の連携の中で、こういう民俗資料を使って残してください（最終的に使いつぶすにしても記録に残る）みたいな、そういうプログラムを考えた上での最終手段っていうことなのかなと思います。

委員長

他にいかがでございますかいろいろご意見があるようですけれども。

委員

ちょっと質問なんですけれども、6番の藤沢市民民俗資料整理処分要領（案）の2番目、資料を整理するにあたっては次の事項を基準とするということで、これは「あるいは」なのか「かつ」なのか。

事務局	基本的にはいずれかですね。全部該当するのはなかなか厳しいかなと。
委員	資料の整備処分基準の処分するものも、ア、イ、ウ、エのいずれかに該当するものですかね。
事務局	そうですね。
委員	実際には、捨てるものはほとんどでないんじゃないかと思う。同じようなものっていうのはあるんですけど、それぞれみんな違う、よそ目には同じように見えますが、それぞれ違うんです。ですから実際に減らすっていうのは、難しいと思う。 それから寄贈資料なので、処分する前には、広報で全部一覧を、ホームページなんかであげて、処分していいかっていう了解をとらないと。 それから、実は町田市でも基準を作られたのですが、実際のところはそういう動きが出ると地区の議員さんたちから反対がでます。なかなか実際には。もちろん私はこの処分することに基本的には反対です。それでも現実的には収蔵庫、収蔵場所がないということですが、そのまま資料として別に公開活用できなくても、その市の歴史を語るには必須の資料があります。そういうものを永久的に保管するもの、それから体験講座等いろんな場面で使えるもの、ビーダッシュといいますか。使ってもらう民俗資料って今の人たちには全然これが何に使われていたかわからないので、後世に伝え、それから今の現代社会に伝えるっていう意味では、丈夫でちょっと補修すれば使えるようなものを、ほとんど貸し出し用にして出張講座に使ってもらって。 先ほどお話があるみたいに磨耗してしまって、もう駄目になったらCという形で処分する。そういう短いスパンで、来年度中とかいう短いスパンでは、考えにくい。簡単には実際いかないです。かなり慎重に。
委員長	はい。ありがとうございます。それでは他にいかがでございましょう。
委員	先ほど委員のお話の中で出ていた、学校や他の関係機関に譲渡することにより有効な再利用が見込まれるものとは、例えばどのようなものを例として挙げられますか。
事務局	現状学校には、4年生の社会の授業で、昔の生活の道具を持って行ってお話をしたり、道具をお貸しして授業で活用していただいたり、といったことをしています。また、社会だけでなく、1年生の国語の教科書に「たぬきの糸車」と

というお話が出てくるのですが、子どもたちは「糸車」がわからない。そういうことの理解のために、「糸車」の現物を使いたい、という相談をいただいて、提供したりもしています。

また、コメ作りの道具などは、先ほど委員がおっしゃっていただいたように実際に使ってみる、ということもできると思います。学校だけでは難しくても、地域の方にご協力いただいて、そのもの本来の使い方をしていただいて、使い潰されるところまで使って、どう処分されるのかということが、そのものの歴史になっていくのかなと思いますし、そういうところも踏まえての活用を考えていく必要があると捉えています。

今回は、現時点での状況や考え方を、まず皆様の方にお示しをさせていただいて、いろいろご意見をいただく中で、よりブラッシュアップしていきたいと考えているところです。

委員

市内の小・中学校を見るとそういうことに非常に積極的で、ちゃんと展示場を作ってきちんと飾ったり、説明書きを作ったりする学校もありますし先生方の活用をする気持ち次第だろうなと思うのですけれども。

私がまだ若かった頃に、中里小学校かな、あそこに「五郎兵衛」という部屋があったのです。それは地域の民家を壊すときに丸ごと囲炉裏の部屋を学校の中に移築して学校の中に囲炉裏が掘ってある部屋があり、子供らはいつも休み時間になると寝転がってるんですよね。あれいいなって思ったんですけども、今どうなってるのかはわかりません。けれども、あれは先生たちが手作りで作ったってようなことを聞いてます。そんなことに期待したいなという思いがあります。

委員

地元の話なのですが、小坪小学校がすぐ近くにありまして、我が家は昔から漁師の家でもあるので、漁具などがあって、学校が引き受けてくれました。今も学校に地元小坪の資料館があり、そこも漁業に関する道具類でいっぱいになるぐらいなんです。藤沢の場合も、いろいろな特徴のある資料、民俗資料がたくさんあるわけですね。委員が言われましたように、単なる保存じゃなくて活用というものの、つまり長い間使ってたものですから、使えなくなった時点で処分すべきものであると思います。だが、学校という教育の場で保管保存は大変難しいところはあるかもしれません。でもできる限りその地域に存在したものをもう一度地域に戻す形で、学校、小さな場所でいいんです。そうすれば、同じようなものであったとしても、どこかで残っていく。そして本家本元の市には1セットは必ず残ってる、そういう形で、教育と行政が何とかうまく折り合いをつけるような形で残していく。学校などは廃棄ということが結構出てまいりま

す。例えば「万祝」、漁師が着るものです。県内には重要文化財クラスのものもありますが、小学校のそこにもそういうのがかけてあるんです。

地元では、うちに置いておけば捨てちゃうんだけど、これを学校に保管してもらって、そうやって資料を分散しておく。またそれを使った授業を学校に協力を願って、伝えていくこと。かつて新林小学校の教頭時代に新林地区にありました民俗関係資料の写真入りの目録を作成して文書館に1冊納入しております。そうやって少しでも分散しながら、活用をしていただく。どうしようもなくなったら、処分していただくことしかないかもしれません。

寄贈してくださった人の意思を少しでも汲み取って差し上げて、そして最後終末を迎える。これはもうしょうがないと思います。今、国の機関でも、この問題が出ています。大事なのですが、何を処分したらいいのか。寄贈者の意思を尊重しながら「除籍」して「整理」をしていただいた方がいいかなと思います。

委員

私の方から民俗資料については、神奈川県内だけじゃないんですけども、神奈川県内で一つとっても、厚木に行ってもそうですし、伊勢原に行ってもそうですし、茅ヶ崎に行ってもそうですし、とにかく平塚行ってもそうですけど、民俗資料の膨大な、その収蔵庫の中にある保管場所の中に占める割合、というのは膨大な量なんですね。

私も昔県博に務めてて、それに興味関心持ってたんですけども、なんでこんなにたくさん民俗資料って増えちゃうのって話をしたんですよ。どういう方針でもってこの資料は収集してるんですか、っていう感じで。そしたら大体はですね、民俗学をやってる人たちは、同じものを4点集めるっていうんですよ。一つは、博物館なんかに使われる展示用に集めると。もう一つは、これは解体したり、いろいろな場合によっては壊したりする場合がありますから調査研究に一点。それからもう一点、これは確実に保存すると、将来に向けて永久に保存したいというためにもう一点集めると。最後の四つ目は、今事務局がちょっと説明してくれたように、これはですね、貸し出しをしたり、それから交換をしたり、場合によっては遠方のところでこういう民俗資料って持ってないけれども、参考資料としてぜひ比較展示をしたいので持っておきたいと。私達の地域のこれとお宅の地域のこれを交換して、そして資料の収集を充実しませんか、というようなものとして集めると。そういう中に廃棄とか処分という言葉1回も出てこないのですね。

廃棄とか処分っていう言葉が出てくるのは私も質問したときに、4点は分かるけれども、4点じゃないでしょって話なんですね。集めてるのは5、6、7、8、9点ずっと同じものを集めてるでしょと、4点は分かるけど5、6点目は一体

何なんだって話聞いたんですね。そしたらそれは藤沢もそうですけど、収集委員っていうか協力委員がいて、農家などそういう人たちから集めたものがあった、話をいただいたらこれは要りませんよと言えないと。いろんな事情があって、だから集めてた。それはわかるんだけど、だからもし今話があるとすれば、そう言って4点が正しいかどうかわかりませんよ。でも4点以外のものは、場合によっては処分や廃棄の対象になるのかな、って気がするんですね。でも、この時点ではそう思うんです。

だけれども、この時代っていうのはいろんな形で物の考え方が発達していますから、この余剰の4点5点が必要になるときって来るんじゃないかなっていうね、活用の仕方として。だからそう簡単に処分廃棄してはいけないんだと。だから考え方は私が思うのは、やっぱりこの民俗資料の収集の基本的な考え方、資料の点数の考え方、地域の問題の考え方、整理の仕方の考え方っていうのは、一応整理した上でもってこういう話をしていかないと大変なことになるんじゃないかなっていう気がするんですね。

本来はこういう歴史の資料っていうのはそういう場面があって、このものがあったって初めて、価値が見出せるという。考古資料なんかの場合は学芸員さんがいるけれども、記録保存が今のこの時代は、やむを得ず記録保存で終わってしまうと遺跡があってそこにさっき私も冒頭ちょっと話したんだけど遺跡があってそこから出てくる土器や石器などいろんなものがあるんですね。

場所があって、出土した物の価値がわかるということなんです。遺跡は消滅して物だけが残る。出土した物だけでもって、考古資料の歴史的な意味合いを説明をするのって、とっても難しいことなんです。できたらその場面と一緒に物は残すということですね。例えば民俗資料の場合も、民家も建造物も時間の問題とかあって老朽化の問題を持ってやむを得ず全部壊さざるを得ないと残るものは物だけであって、この物だけではなかなか歴史的な価値が見出せないんだっていうことですね。

そういうことの基本的な考え方をきちっとやってからでないと、こういう話って後でもってこうしなきゃよかった、ってなると思うんですね。私一番気になるのは、あまりこういうことを急ぎ過ぎてしまうと、後悔することになると思うので、基本的な部分をしっかりと踏まえてからじゃないと。さっき委員の方々が話したように、この話は一体どこから出てきたものなのかなと思うと、新収蔵庫を設立するにあたって、まず民俗資料がどうなんですかって話が出てきたのかもしれないけれども、だとすれば、余計にですね、変な解決の仕方をしないで、やっぱり基本的な部分をしっかりと踏まえて、さっきから何度も言いますが、資料の収集は一体どうするのか。同じものを4、5点集めるのか、そういうことをきちっとして、その4点の意味は一体何なのかっていうことを

もう一度整理して、藤沢市はそれをどういうふうに考えるのかっていうことも踏まえて、こういう話を進めていくというふうにしないと、あの時にこうしなきゃよかったと後悔することになると思います。

委員長

はい、ありがとうございます。文化財のこの委員会の委員の先生方は、せっかく収集して来て、そのご努力によって、資料が蓄積されてきたという、そういうことがね、やっぱり大事なんじゃないかなというふうに思います。

ですのでやはり基本的にはこれを残す方向でいかなければならないと思います。一方、現実問題がありますね。どこに保管しとくとか、あるいは学校協力を得る、あるいはちょっと他のところへお貸しするとか、いろんな方策があると思いますね。先ほど委員がおっしゃった通りだろうと思いますけれども、基本的にはやっぱり残す方向なんでしょうね。これつらいかもしれませんが現状と合わないというところがあるかもしれませんが、やっぱりそれが将来に向けて、なにか一番の大事な部分じゃないかなというふうに思いますね。

感想めいたことですが、どういうプロセスでこれを進めていくかっていうのがやっぱり大事だろうと思います。基本的な考え方や資料を処分するという藤沢市の方針が正式にきちっと出れば、市民の反対意見があるかもしれませんが、その中でやっぱり物を残すという、その大切さっていう意見があがれば、これ文化財保護委員会とか、このレベルだけでは収まらないかもしれませんが、ちょっとそんな気もするので、プロセスの問題がやっぱりあるかと思います。

委員

前回ちょっとお話したワークショップで長屋門の土間補修をやってみようみたいなと同じように、やっぱり小池邸を活かして民俗資料を知る機会をつくっていくとかということなんかもあると思います。

それと、文化財部門が教育委員会から出たことが必ずしも悪いことばかりじゃないと思うこともあります。例えば今、建造物で部材保存しているもの、これも置き場所がないので捨てちゃおうみたいな話も当然今後出てくると思います。国交省なんかが最近「町の駅」とか「道の駅」とか一生懸命作っていて、昨日も通ったのですが東北自動車道の羽生というサービスエリアにも江戸の町を再現した偽物の商店街、土産物店をつくって評判になっていて、結構人が集まっていたのですが、そういったものを藤沢では本物を並べてみるとかっていうことを国交省に提案して活用してもらうことも考えられます。国交省はお金を持っていますから、そこの地域のためになるってことも最近いろいろ考えてらっしゃるみたいなので、そういうところで、施設整備のときにやっぱりち

やんと残して、本当にその道の駅の姿を伝えませんか、みたいなことなんかで繋いでいく。そういう提案をしていくのは、市長部局になると教育委員会よりもやりやすいところがあるんじゃないかと思っています。建造物を捨てられないようにするには、そういうアンテナ（他に利用先を見つける）を張っていただくってことも当然あると思います。同じようにそういったところに藤沢の本物を伝えるっていうようなことで、いざ器が出たけど全部こないだ捨てちゃってありませんからもう1回どっかで買ってきます、みたいな感じになったら本当に本末転倒の話なので、そこのところは他の先生方がおっしゃったように、慎重に方策を検討する中で解決策をいろいろ探ってみて、教育委員会だけではできなかった可能性もいろいろあるはずだと期待します。

その可能性を埋めた上で、何となく今日はみんなが賛成したらすぐやっちゃうみたいな話だったのかもしれないんですけども、そういう形ではやっぱりまずいなと思うんですね。

委員長

はい、ありがとうございます。全国的な問題でそれぞれの自治体さんがきっと頭を悩ましてるんだと思うのですが、そういう方法がいいかわかりませんが、例えば、文書について、やはり最近は廃棄をする、ある一定の基準を設けて。マイクロフィルムで取ったりすることはもちろんあるのですが、その際にですね、一度フィルターをかけてるんですけどね。専門家のご意見、あるいは地域の方とかいろんな方が寄りまして、この公文書等、これは捨てていいものかどうか、廃棄していいものかどうか、というような、一度フィルターをかけるようなシステムというか、方法を考えた方がいいかもしれませんですね。

いきなり廃棄するっていうわけではなくて、この資料処分の提案は、学術的価値が無いと処分と書いてございますけれども、あるいはこれにプラスするような視点というのも他にあるかもしれません。何かそういうフィルターをかけるような組織というか、何かそういうものがあつた方がいいんじゃないかなと。逆に市民の意見が反映されるというようなことがあるかもしれませんので、何かそういう方策をちょっと考えておくべきかなっていう気がいたします。

委員

あと1点。鎌倉市は古民家の保存について、お寺さんが古民家を引き取ってくださって境内の中に移築をさせていただいた実績が2件あるんです。そのうちの一件である竜宝寺さん（重要文化財石井住宅を移築保存）は、境内に大きな蔵もあって、その中に地域の資料（玉縄城関連資料や東京市電の軌道敷石を敷設保存など）を展示して下さってるところがあります。宗教施設って元々そういうところもありますよね。こうした従来から文化を守り伝えてくれた施

設にもお願いしてみる、相談してみるとかっていうことなんかもあるのかもしれませんが。その地区の歴史文化の要であって地区センターとはまた違う意味で歴史的に地域に貢献している。そういう流れの中でたまったもの（収蔵しきれない資料）は地域の人たちが利用できたりするために預かってもらえないか、みたいなことなど、手を尽くしてみる事が大事なんだと思います。

委員

デジタルアーカイブ化するっていうことはよく簡単に出てくるんですけど、実は大変です。お金がかかるので。9億円程度かかるからデジタルアーカイブにするって言うけれど、多分同じぐらいかかっちゃうんじゃないか。それにデジタルアーカイブすると本当に視覚的にしか訴えられなくて、その材質が何なのか、樫なのかクヌギなのか、そういうところまでは。紙質も、年代とかで変わってくるんだけど、そこまで全部調べ上げて、アーカイブ化すればいいんですけど、そこまでやるとすごくお金かかる。なんか簡単にデジタルアーカイブ化って言葉で逃げないようにしていただかないと、あとで大変なことになる。

委員長

ありがとうございます。こういう問題は出るはずですよ。収蔵庫を作らなければならぬっていう時に、本来は、収蔵庫を作るときにはきちっと面積をこれだけの面積を確保してという話なんだろうけど、逆にこれだけのスペースしか作れないから、そこへ入れ込むだけの材料を考えてくれっていうような本末転倒的なちょっと考え方にはなってしまうんだろうと思いますが、できるだけやはり残すというその努力はすべきだろうと思いますね。

先ほど申し上げた各方面からのご意見をいただきながら、失礼な言い方ですがこれは残す、廃棄するという学術的な観点だけではなくて、そういう何かフィルターのような体制ができると、比較的いいのかなという気がいたしますけれども。

まだまだ方策があるかもしれませんね。今委員がおっしゃったような、例えばね、どこかの飲食店に貸し出すとかね。なんか店の飾りで利用していただいてもいいよとかですね。管理上やっぱ良くないかもしれませんが、延命措置としてはそういったことも考えていいのかなっていう気がしますけどね。あらゆるちょっと知恵を出して、延命措置をしてあげるっていうのがやっぱり一番じゃないでしょうかね。

ただこういう話は、慎重に進めるということと、ちょっとアフターケアのこと、例えばこれ市民に対してこういう資料廃棄の話を出していかなければならないでしょうから、その辺のことをちょっと考えの中に入れておかないといけないんじゃないでしょうかね。この委員会だけではなくて、もう少し広くご意見

をいただくというようなことも必要になってくるかもしれないですね。
何か他にあれば、またお考えを述べていただいても結構でございますけれども。

委員

今、委員長おっしゃった延命っていうのは、私もすごく感じる場所があって、大体建造物の場合「これ直したら1億円かかるからとてもそんなお金ないから壊します」ってストレートに話が進んでしまいがちです。反対すると、「あなたがお金出してくれるんですか」、みたいなことを言われることもあるんですが、お金は出せないけど知恵は出せるっていうところが重要です。例えば「これは100万円あればとりあえず応急修繕で10年持たせることができる」ということはありえます。とにかくそれで延命する間に状況が変わる場合があるんですよ。やはり再評価されるとかですとか、世代交代とかもあったり、「周りも上手く残せたのだから同じような価値の自分の建物をやっぱり残そうかな」と思ってくれたり。それが駄目だったら最後は壊さざるを得ないってことになります。その時点ですぐに捨てちゃうとかっていう黒か白かみたいなことじゃないということを、今お話をお聞きして強く思いました。
だから本当に、例えば飲食店なんかでも飾り付けにこんなものを飾った方がいいですよということで貸し出すってことだって、最終的にあるかもしれません。捨ててしまうよりはよっぽどいい。ただそれを全部藤沢市の人がやるとなるとまたそれは人的な問題があるので、いかに手伝ってくれるところを探すかっていうことはありますよね。大学であったり。

委員

活用する方法っていうのは知恵を絞れば、お金の問題もあるけどもいくつか出てくるかなっていうふうに思うのですね。廃棄とか処分っていう言葉が出てきたのだけでも、その対象になるものが現状どれぐらいあるか私達にはわからないのですが、確かに、このままほっといてもただ置いとくだけっていう、あるいは虫が食ってしまってきてるだけっていうのはありますね。そういうものは処分の対象だというふうに思うんですね。
だからそういうものと、そうでないものはもちろん分類されてると思うんですけども、きちんと整理されて、それで基本的に段階があるならば、そういうものから処分していくということでもいいと思うんですよね。
過去の経緯があるけれども、その辺はクリアできるんだったら処分していいものも確かにあるはずですよ。断片で、これだけ見たって何にもわからないという物。もちろん断片でも貴重品はあるんですけども。それは専門家から見れば希少価値っていうものもあり、処分の対象に引っかけたてこないものもあります。この間拝見した収蔵庫の中にも、多分こうした対象の資料あるんじゃないかなと思うんですね。

だから活用する方法と整理の方法ですね。整理の場合は解体整理、解体保存っていうのができるものはありますから、そういう形で処理できるものとかね。それから今言ったように組み立てて、学校やそれなりの施設に利用してもらって、そういう知恵も出てくるんで、そういうことを段階を追ってとか順序立ててやっていけば、100%保存しようっていう形には多分ならないと思うんで、何割かは処分の対象になって、それはいいと思うんですけども。その辺の線引きする必要があると思うんですね。ただ、処分ありきを急いでしまっ、何%処分という数値的な目標だけを掲げて行くと、最悪の事態を招く恐れがありますから、整理・保存・活用の方法と方向を検討することが必要と思いますよね。

委員長 ちよつと総論的な話は見えて来ますが、具体的にどういうふうに取り組んでいってという話になってくるんだろうとは思いますが、やはり先ほど委員がおっしゃったようなプロセスなんだろうと思うんですね。

努力しないといけないんじゃないでしょうか。やっぱそういう姿勢が問われるんじゃないでしょうか。他の自治体などもきっと困っておられると思いますので、そんな情報収集をしながら、少しでも長く保存ができるような、そういったものが基本方針になるんだろうと思います。

委員 例えばそういう市の職員の人とか学芸員さんだけではとても全部今のご要望は答えられない、とかいうときに手伝ってくれる、市民ボランティアみたいなものは何か育成とかされているのですか。

事務局 民俗資料ボランティアさん育成講座を去年開きまして、昨年度の終わりぐらいから本年度にかけて活動されているんですけども、そちらの方については、この台帳の資料を作成していただいています。物を見て模写するなどということをしていただいています。その方たちが月に2回ぐらい来ていただくんですけども、それで何とか今年度中には台帳が完成できるかと考えて今進めている状況です。整理をするっていうこと以外のボランティアさんたちは今のところはいいという感じです。

委員 ちよつと違うかもしれないんですが、今神奈川県立歴史博物館と大学の建築科で、コレクション展示っていうのを共催でやらせてもらっています。それが12月22日に終わると、1年半ぐらい県立歴史博物館は建物改修（エレベーター改修ほか設備工事）で閉館するんですね。その間に出前授業とかで博物館の学芸員さんの方を各地に派遣しますっていうことを呼びかけています。例えば藤

沢市さんではこういう問題があつて民俗資料をどう保管したりチェックをしたりするか、というようなことで相談して、ぜひ県の専門家の方からもアドバイスなり、民俗資料の大事な点みたいなのを講演してもらって、職員の方もボランティアの方も聞いていただくとか、何か市民の方も聞いていただくとか、そういう講師派遣を相談されたらいいと思うんですね。学校の出前授業とかできますよってことを呼び掛けておられるので、ちょうどいい機会なのでぜひご相談されたらよろしいかなと思います。

委員長

いかがでございましょう。何か他におっしゃっていただくようなことがあればと思います。多分意見は出尽くしたのだろーと思いますけれど、いろいろ委員の方からご意見が出たのですが、その中で、ちょっと1回取り組んでみないといけないっていうことが先ほど委員からもありましたけど、今もう使えないものって実際どのぐらいあるのかという、その把握もね、やっぱりしておかないといけないでしょうね。その辺からやっぱりスタートすべき話かもしれません。本当にどうしようもないものっていうのかな、それでも価値があるんだって言えばそれはその通りなんですけどけれども。何かちょっとその辺の把握っていうのを、現在整理を進められていると思うので、その辺のデータを注目したいと思いますけれど。

しかし、だから残す、残さないっていう基準ってかなり難しいだろーと思うんですね。学術的に残すべきだっていう話と、使えないという話とですね、どこで帳尻を合わせるかという話になってきちゃうかもしれませんね。

だから、行政の中で進めていくときに、行政の中で基準を作って進められるだろーと思いますが、もう1回何かフィルターが必要な気がするんですね。面倒くさいって言えば面倒くさいかもしれませんが、何かそういうステップを踏んだ方がいいのかなというような気がします。

委員

磯崎さんがおっしゃってるんだけど、気になるのはこの「資料整理処分要綱」という文言で、こういう言葉がどうも何か抵抗があるのですけれども。要するにですね、言わんとしてることは、寄贈された貴重な資料をこの際処分せざるを得なくなったっていうのはわかるのだけでも、それはそれとして、もし寄贈された人の立場に立てば、私の資料をそのときは大事なものだって受け入れてくれたじゃないですか。それを今になったら処分するってどういうことですか、っていう話があると思うんですね。その対応として、今度は藤沢市としては資料の収集方針というのをもう一度きちっと洗い直す。その中から、過去にはそれは収集の資料だったんだけど、その後数年のいろんな経緯の中で、こういうものについては収集の方向から外れました、今だったらこの資料はい

ただきません、というようなことを説明しないと、ちょっと納得しないかなってところがあるんです。現在、所蔵の資料の中には、今だったら収集の対象にならない資料がいくつかあるんで、それが今度の処分の対象になりましたという形で説明しないといけないかなって気がするんです。

ですから、そうしたことも並行して整理していった方がいいんじゃないかなと。その中で処分する対象が生まれたんだってというふうにした方がいいんじゃないかと思うんですけどね。

委員長

はいよろしゅうございましょうか。いろいろご意見が出ましたのでちょっとそれをまた踏まえて、進められるっていうことになるんだろうと思いますけれども。精神論だけではいけないところがありますのでなるべく資料が残るようないろんなアイディアをその中に含めていただければというふうに思います。それでは先に進めさせていただきたいと思います。

次第にございます（２）でございます。アとイがございまして、まずアの方から、龍口寺の本堂ですか。市の指定の本堂とそれから大書院国の登録文化財の修繕計画ですか。これについて説明をお願いいたします。

事務局

では資料２の方をご覧ください。まだ具体的なスケジュール等は、業者の方ともお話してないのですが、龍口寺さんの方から、だいたい施設が老朽化しているので、本堂、大書院も修繕していきたいという話がありましたので、皆様に事前にご報告させていただきたいと思います。

龍口寺の本堂につきましては、市の指定になっておりまして、大書院につきましては、国登録となっておりますので、それぞれ修理する場合は手続きが必要になってくるものです。

今のところ伺っている状況では、本堂につきましては、１枚めくっていただくと、図１というのがあって、少し見づらいんですけど、色が付いたところの建物の修繕をしたいという内容になっているようであります。

具体的な内容といたしましては、正面唐戸を米ビバで新規作成して交換。だいたい本堂も傷んでることなので修繕をして、本堂の左右うしろの建具につきましては、敷居の溝がへこんだ箇所を 30 ミリほど削りつつ新規材で埋め戻し、舞良戸と呼ばれる建具についてはステンレスの平レールに、硝子戸はステンレスに交換する。鍵はですね、かからない状況らしいので、新規で交換していくというような修繕を考えているというところでございます。

それから大書院につきましては、次のページ図２になるんですが、雨戸の修繕等々を行っていきたいというふうに伺っておりまして、実際、まだ業者の方とはメールのやり取りしか行ってないので、具体的にはどんなふうに修繕してい

	くとか、スケジュールをどうしていくかはまだお話がでてない状況です。 うちといたしましては、市の指定も国登録も両方ともですね現状変更が必要になってくることがありますので、それを踏まえて計画をつくらなければいけないというのはご案内しておりますので、可能な限り今月打ち合わせができればということで考えています。 こちらには、いつも僧侶の方がいらっしゃるわけではございませんので、その方とお会いするのもなかなか難しい状況の中ではありますが、龍口寺のご意向を伺いながら修繕計画をたてていくという状況でございます。
事務局	若干補足させていただきますと、龍口寺さんの方も何か急いでやろうというお話ではなくて、市指定文化財、国登録有形文化財なので、こういうご意向があるということを、あらかじめアナウンスをしてくださったと捉えております。 今後どのように進めていくかは、現時点ではスケジュールは見えていませんが、進む話になると速く進んでしまう可能性もあるので、今回は頭出しをさせていただきます。
委員	市の指定も国の登録も修繕の補助をするってような補助金の支援はあるのですか。
事務局	指定文化財につきましては、修理の補助金が、修理費 450 万円を上限としてその 3 分の 1、150 万円まで補助できる規定にはなっております。ただ、これらの規模の修繕がどのぐらいかかるかわからない中で、場合によっては大規模な修繕だったりすると何年かに分けて、部分部分で補助を出す、といった場合もあります。 国登録につきましては国の制度になっておりますので、その設計監理費の一部というような形になってきます。ですので、これまでもずっと実際の工事費の補助もということで、国や県に要望はさせていただいてるんですが、現状としては設計管理費の部分のみ、となっております。
委員	設計監理費の管理費 100%ですか。
事務局	100%ではないですね。割合がその時の国の予算の状況によってこのくらい出しますよって言うて来るので、大体その通り交付されたことは見たことがなのです。しかも 1 回じゃなくて、何年か申請し続けてやっともらえる、というような感じです。その辺りも、お寺さんの方でどういうふうに捉えるかによってスケジュール感が変わってくると思います。

委員	設計管理費の費用は全体の費用の何分の1って決まってるんですか。
委員	文化庁で言ってるのは設計監理費が200万円以上になった場合の設計監理費の半分は補助してあげます、という制度はあります。ただし200万円以上の設計監理料取るような工事っていうと、やはり4000万（少なくとも1000万円以上）ぐらいの工事でないといけないと補助対象になりません。一方、補助する目的は、内容的にしっかりした工事を企画実施してもらうために文化財の専門家の監修のもとに設計監理を行うことになるので、一般の建築設計監理費よりも割高になります。したがって所有者からすると経済的な恩恵は実質的にほとんどないのですが、文化財の本質維持に配慮した修理が行われる可能性が高くなるわけです。ですから、基本的にはほとんど工事に対して補助は出ないのですけども、設計監理を専門家の人にやっていただくとそれなりの工事をやるので単価も高くなるから、その分指導料の半分以上を補助しようっていうのが登録の修理の考え方です。 ただし、観光地に近いようなところとかは、文化庁が仕切ってますが、観光庁のインバウンドのお金が入ったら、それである程度の予算の範囲で磨き上げ事業という名称で修理工事費に助成する制度があります。屋根を修理するとか、建具を修理するとかに関して対象になります。このように、工事に対する補助の可能性もありますが、一般的には設計監理をしっかりやってくださいということを応援するという助成制度が主体です。 ただし、行政によっては登録文化財の修理があったときにいくらかを上限として半分補助します、という場合もあります。それぞれの自治体で対応するのは全然問題ないんですよ。ただその制度を持ってるところはかなり少ないと思います。 それと市指定であっても文化財の修理は、例えば（龍口寺本堂の修理企画において）正面唐戸の形式や材料を従来と異なる形式に変更するなどという場合は、慎重な判断は必要ですね。予算の問題とかあるかもしれないし、現状がどういう作り方になってるのか、果たして変更するのかもしれないのかっていうところがすごく重要なところになりますよね。ですから、たとえお寺さんが自分でお金を出すから好きにやらしてくれって言っても、市の文化財であるとか、そこはやめてくださいっていうことも言わざるを得ないことになりますね。 その棟梁って方がどんな方かわかりませんが、一般的にはそういうこれだけの大本山級のお寺なので、しっかりと人がやってくだされば問題ないと思います。しかし書類見ると、一般の建具修理のように開閉しやすいようにしか考えてないので、そんなに文化財に対する造詣は深くないであろうということは

想像できます。

委員 ここに書いてある舞良戸のところは本来はどういうサイズを使っているのですか。

委員 この舞良戸っていうのは、御殿とかの正面にある横に棧を入れた板戸なんですけど、これを変えるというよりは、レールが滑りやすいように敷居のところをスチール敷きにするとか、おそらく戸車を付ける計画だと思うんですね。戸車を実際についてるのが問題で、普通の家の建具の下には戸車がついていますが、歴史的な建物でそういうものは民家の大戸(土間の正面入口の大きな板戸)ぐらいしかなくて、使い込むと大体敷居の底が擦れてくるのでその凹んだ部分に檜のような堅木を中に敷いたり鉄板を敷いたり強いたりする補修をします。だから今の舞良戸に戸車がついていれば、敷居溝の摩耗に対処するために養生として、金属板を敷くことはあり得ると思うんですけど、新たに舞良戸のところに戸車を仕込むとか、そのために建具自体を取り替えることになると果たしてそれがいいことかどうか慎重に判断することになります。

現状の建具の開閉に問題があり、本当にその方法しか対応策がないのか。敷居溝のところを埋木にしたり、建具足元の枠だけ修理をすれば、普通は問題ないし、伝統的建具はそういうものだと思って大事に使うのが基本だと思います。

現代と同じように簡単に開くようなものではないので、その辺は持ち主の人にも使い方そのものを知っていただくっていうこともあると思うし、本来の棟梁であれば、そういうことをちゃんとアドバイスできる人が工事を担当するべきだと思います。

委員長 まだきちんとした計画ではないというように思いますけど。どこまで市の方で指導ができるかっていうのもあるんでしょうけれど、また出てきたときに、委員のご専門的な立場から、ちょっとご意見伺うような形になるかと思います。

委員 工事をやるってことは何かしらの傷みがあって不具合があるから、それに対応しようということなんで、不具合がどういう状況なのか、その原因が何なのかっていうことなどもわからないと、これだけでは正直勝手なこと言ってるだけの話になってしまうので、現状を知るっていうことがまず必要です。もしかするとそんなに大したことないかもしれないし、そもそも工事をやる必要があるのかもこの資料だけでは判断できません。

委員長	それではちょっと申請が出るような段階になったときには、いろいろご意見を お願いするようになるかと思います。よろしゅうございましょうか。 それでは次の議題に進めさせていただきます。 その他のイでございませぬ。善行遺跡第3次調査についてよろしくお願ひしま す。
事務局	それでは私の方から、善行遺跡第3次発掘調査についてその概要をご説明させ ていただきたいと思います。お時間10分ほどいただければ幸いです。 別添「善行遺跡第3次調査の概要」参照
委員	住居の規模っていうのはどのくらいなんでしょうか。
事務局	直径2メートルぐらいです。今日機械で測ってみたのですけれど、大体2メー ターで、真ん中に炉があるという感じです。
委員	2メートルで円形住居？
事務局	小さいんです。藤沢ではこれまで過去の発掘調査で、縄文人の人骨が4体完全 な形で見つかっています。 遠藤貝塚という貝塚なのですが、その貝塚から出土した縄文人の身長が復元さ れてまして、おおよそ成人男性で150センチ代だということが想定されます。 ですので2メートルの住居を何人で寝るのか。女性はもう少し小柄で140セン チだとした人も、大人2人と子供2人ぐらいなのかな、というところが個人的 な見解です。
委員	見学会に行くと、さっき石が敷いてあったのも見られますか。
事務局	はい。見られます。ちなみに補足説明ですけれど、あのように石が敷いてある 住居も藤沢では2例目です。どこで前は見つかったかといったら、西富貝塚。 ですのでどうも西富貝塚と今回の善行遺跡第三次調査は、構成が非常に似て ることが特徴として挙げられるかと思います。 ただし、土偶はまだ見つかってません。
委員	最初に出てきた円形のものっていうのは柵の跡とかそういうやつですか。

事務局	おそらく一次調査のときはそういうことも含めて検討したことが報告書に書かれています。事実、他の遺跡では、ああいう円形で動物を囲ったのではないかというような施設も見つかっておりますので、半分しか残ってなかったのもそこは住居？という「？」になったのですが、二次調査、三次調査で炉という間違いなく煮炊きをした場所が見つかったので一次調査にもあったんであらうということで住居として今は書かれております。
委員長	はい、ありがとうございました。これ調査期間はいつまでですか。
事務局	12月1日に縄文時代の見学会を行った後に、旧石器時代の調査を行います。旧石器時代はですね、掘削整理が深いところで2.4メートルなので、2.4メートル調査を行います。 期間ですが、3月で終了ということで、年度内で全ての工程は終了という流れになっております。
委員	今回わかったのが2メートルで、その前に見せていただいた円形は遥かに大きいですね、もし一つの繋がりだとすると。
事務局	実はあれも引き延ばしちゃった写真なので、2メートルぐらいです。かなり密に穴が開いてる感じです。
委員	そうすると、壁立て式みたいな可能性もありますか。
事務局	なきにしもあらずだと思います。
委員	すいません、ちょっと詳しいことはわからないのですが、先に出てきたところはもう削ってないわけですね。 どんどん下へ行けばいくほど古いものが出てくるわけですね。
事務局	新しいものは全部壊していかなきゃいけません。
委員長	ここに貝塚はなかったんですか。
事務局	貝塚はですね、今回は貝の破片もしくは動物依存体、骨の破片は見つかっているんですが、取り上げられないぐらいちっちゃいものですので、それが貝なのか動物の骨なのかはちょっと同定できない。貝塚というほど貝がまとまって発見

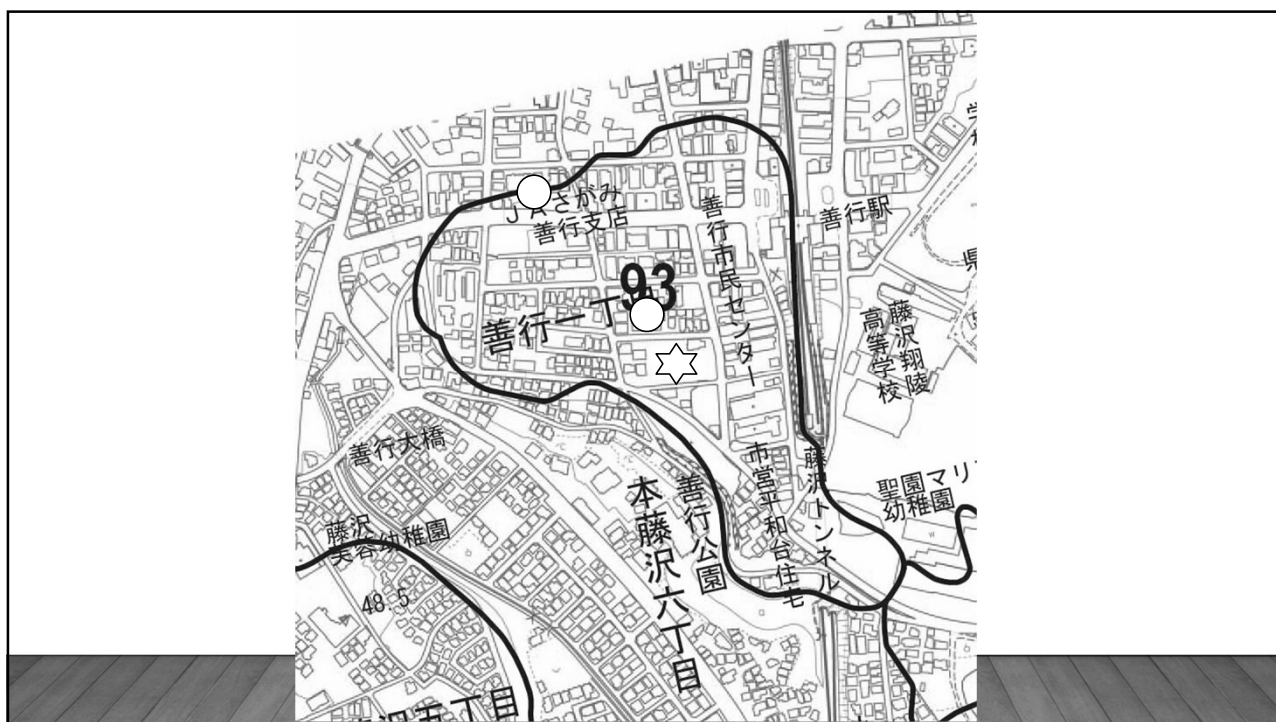
	された場所は見つかっていません。
委員	この場所は市民センターの駐車場のちょっと北側になるかと思います。 それで善行駅のところが、一気に谷になりますね。ですからおそらくそちらの方の関連が何かきつとこれから出てくるんじゃないかなと思っているんですね。これまでもちょうどあの辺いくつか調査されてますからね。 もしかするとこれまでの中の出土品の中にも、ここと関連するものもあるのではないかな、とも今拝見させていただき思いました。 なんかそんな形跡が今のところありますか。
事務局	今のところは今後の検討課題というところでしょうか。まだちょっと見えてこないところがあまりにも多くて、それに対するお答えを明確にすることができなくて申し訳ないのですけれど、整理をした段階でそういうことは十分には考えられます。 先ほど収蔵庫の話じゃないですけど、ここでは今のところ整理箱 40 箱ぐらいが既に取り上げられていて、最終的には 60、70 箱ぐらいあるんだろうと。 これを量で言うのはなんですけど、大量ですね。本当にこんなに見つかるとは思わなかったです。
委員	これは今の説明だと一次、二次、三次の遺跡全体で一個の集落ですか。
事務局	集落だと捉えたいのですが、二次がちょっと離れ過ぎてます。というのは、ここ全部緩斜面で一、三と、二が高低差 10 m 以上あるんです。 ですので移動したって可能性もありますので、一、三は間違いなく 1 つだと私は考えています。ただ二についてはまだまだ周辺の状況を含めて検討しなきゃいけないのかな、というふうな考えを持っております。
委員	時期的には同じぐらいですね。
事務局	同じです。同一集団が例えば移動したってことも考えられますし、その辺は今後すぐ近くで解体する建物がありますので、そこで試掘をして調査をすれば、また新しい展開が得られるのかなというところです。
委員長	よろしゅうございましょうか、何か他にお気づきのことがあればと思いますが。

委員	さっきの資料の話ですが、藤沢市に日大も慶応 SFC もありますよね。 今大学と地域の連携が盛んに行われているので、地元の大学の中にそういう資料館、博物館みたいなのを作ってもらうってことも一つの方法かも知れないです。うちの大学では、鎌倉との境の田谷の洞窟の維持活用の連携でかなり一生懸命やっている先生もいるのですが、そうした連携を進める中で、地域の問題みたいなのを一緒に考えていこうという働きかけもぜひやっていただければよいですね。
委員長	よろしゅうございますか。はい、特になければ司会は事務局の方へお返ししますので、どうぞ皆さん、よろしくお願いいたします。ご苦勞様でございました。ありがとうございました。

善行遺跡第**3**次調査の概要

善行遺跡

- 所在地：善行1丁目を含むその周辺
- 時代：旧石器時代・縄文時代・弥生時代
・古墳時代・中世・近世
- 種別：散布地・貝塚



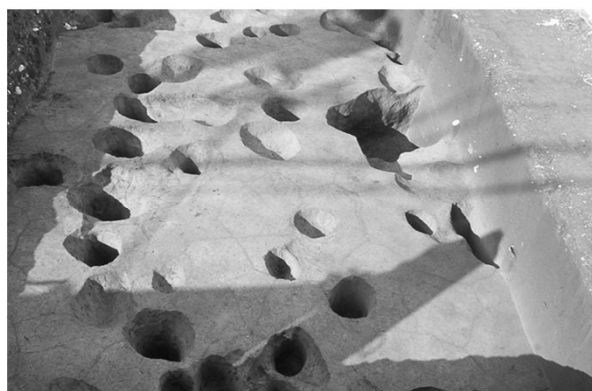
第1次調査

- 調査年：1993年11月
- 調査原因：集合住宅建設
- 検出遺構：ユニット(旧石器時代)
住居跡？(縄文時代)
- 出土遺物：ナイフ形石器・石核(旧石器時代)
土器・石器(縄文時代)



第2次調査

- 調査年：2008年8月
- 調査原因：店舗建設
- 検出遺構：住居跡・炉跡(縄文時代)
溝状遺構(古墳時代?)
- 出土遺物：土器・石器(縄文時代)



第3次調査

- 調査年：2024年6月
- 調査原因：保育園建設
- 検出遺構：溝状遺構(江戸時代)
土坑(平安時代)
住居跡(縄文時代)
- 出土遺物：土師器 坏(平安時代)
土器・石器(縄文時代)





